

大阪市立東我孫子中学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめほどの学校、どの学級、どの生徒でも起こり得る。」という認識のもと、人権尊重の精神を基盤とし、「互いの個性や違いを尊重し認め合い、自ら考え行動できる生徒」育成のために「大阪市立東我孫子中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の5点をあげる。

- I いじめの未然防止・早期発見のための取組
- II いじめの早期発見についての取組
- III いじめの早期解決についての取組
- IV いじめ問題に取り組むための校内組織
- V 家庭・地域・関係諸機関との連携

3. いじめの未然防止のための取り組みについて

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ①学習規律の確立を進め、生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるようにする。
- ②校内授業研究や相互公開授業等の取り組みを進め、教員の授業力向上を進めるとともに、「わかる授業づくり」を進め、すべての生徒が参加・活躍できる授業を推進する。
- ③支援・配慮を要する生徒への丁寧できめ細かい対応を推進する。

(2) 自己有用感を高めるために

- ①一人一人が主体的に活躍することができる体験活動を充実させる。

②友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じることでできる活動や集団づくりの取り組みを充実させる。

③生徒一人一人を認め、誉める指導を推進する。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成について

①道徳教育や学級活動の中で、自分自身の生活・行動を省みる取り組み、互いを思いやる心・人権意識を高揚させる取り組み、命の大切さを学ぶ取り組みを充実させる。

②規範意識を身につけ、自浄力を持つ生徒集団の育成を図る。

③「傍観者もいじめに加担している」ことを認識させる取り組みを充実させる。

④ネット上における情報モラルの醸成の取り組みを推進する。

4. いじめの早期発見についての取り組みについて

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

①生徒観察の充実と教職員間の情報の共有化を図り、生徒の小さなシグナルや変化に気づくことでできる教職員集団を構築する。

②生徒アンケート・生徒教育相談等を定期的実施する。

③保護者との連携を重視し、生徒情報の共有化を進め、生徒理解に繋げる。

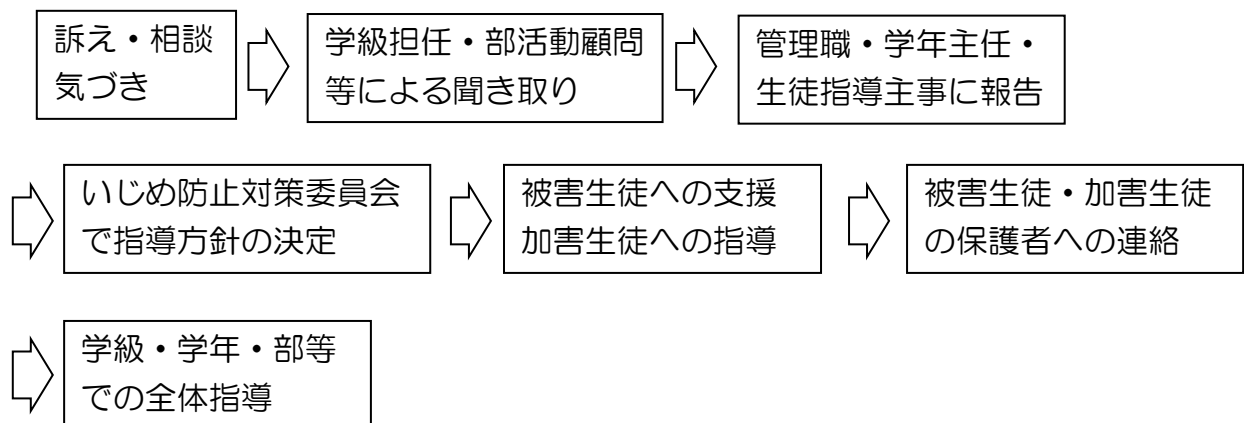
④不登校生徒については、生徒との繋がりを大切にし、不登校の原因や背景についての的確な理解を深める。

⑤スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用・連携を進める。

⑥電話教育相談・24時間電話いじめ相談等の相談窓口を周知する。

⑦警察・こども相談センターとの連携・情報の共有化を強化する。

<いじめ発見の際の流れ> ※いじめ対応フロー図にて詳細を掲上



5. いじめの早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

①全教職員が団結して組織的に問題解決に取り組む。

(i) いじめ対策委員会（管理職等）へ迅速に報告する体制をつくる。

(ii) 関係生徒・保護者等からの聞き取りを迅速・的確に行い、正確な実態・状況把握に努める。

(iii) 被害・加害・傍観者の生徒・保護者への適切な指導を行い、再発を防ぐ。

②事案によっては、地域・警察などの関係諸機関との連携を行う。

③ネット上のいじめに対しては、『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用を図る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①いじめ防止対策委員会（必要に応じて随時開催）

<構成> 校長（委員長）・教頭・生徒指導主事・教務主任・学年主任・養護教諭（事案に応じて、学級担任、生活指導部長、部活動顧問、S C等も参加）

<役割> ○いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。

○いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

②生活指導部会（月1回開催）

<構成> 生徒指導主事・生活指導部長・各学年生活指導部所属教員3名程度

<役割> ○「学校いじめ防止基本方針」に基づき、具体的な指導計画の作成・実行・検証・修正を行う。

○各学年の生徒の様子等の情報を全教職員で共有し、具体的な指導方針を策定する。

○心豊かな生徒の育成を目指して、学校行事・生徒会活動を企画・立案する。

○生徒教育相談やいじめに関する生徒アンケートを実施する。

○いじめに関する教職員向けの研修会を企画する。

(2) 調査等

①生徒対象いじめアンケート調査

年3回（6月・11月・2月）実施

②教育相談等を通じた学級担任による生徒・保護者からの聞き取り調査

年5回（4月・5月・7月・9月・12月）実施

(3) 研修会・情報交換会等

①生活指導研修会

年1回（4月）実施

②生徒理解のための連絡会

年12回（毎月）実施

(4) 保護者や地域・関連機関との連携

①学校ホームページによる情報発信・啓発活動を行う。

随時実施

②PTA実行委員会にて、学校や生徒の様子を共有し、保護者との協力体制を構築する。

年5回（4月・5月・7月・9月・12月）実施

④学校協議会にて、学校や生徒の様子を共有し、地域との協力体制を構築する。

年3回（5月・11月・2月）実施

⑤警察・地域関係諸団体との情報交換を行い、学校や生徒の様子を共有し、協力体制を構築する。

年11回（8月を除く毎月）実施

(5) 取組内容の検証

「学校評価保護者アンケート」の結果や「運営に関する計画」において、いじめに関する検証を行い、改善すべき点があれば、早急に改善していく。

7. 重大事案への対処について

ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等の重大事案があった場合、次のことに留意し対応する。

①速やかに教育委員会に報告し、連携・協議して、対応を行う。

②調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査・分析を行う。

③いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供を行う。

④大阪市教育委員会への報告を的確に行う。

⑤調査結果を踏まえ、警察・こども相談センター等の関係諸機関と連携して、必要な措置を講ずる。

大阪市立東我孫子中学校 いじめ対応フロー図

【いじめの可能性に気づいたとき】

全教職員

- …いじめと疑われる行為を発見した・生徒から相談や訴えがあった
- ・外部から通報があった・保護者から相談や訴えがあった
- ・いじめアンケートに記載があった

担任・学年所属教員・生活指導部長・生徒指導主事など…生徒からの聞き取り等

校長・教頭…いじめ防止対策委員会の開催

〈いじめ防止対策委員会〉

(構成) 校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭

(事案に応じて、学級担任、生活指導部長、部活動顧問、S C等)

(役割) いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。

いじめの疑いに係る情報があった場合には、緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導及び支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

いじめ防止対策委員会…【協議内容】指導方針・指導方法の決定

- ・聞き取った情報の共有
- ・更なる事実確認の必要性の有無
- ・被害生徒への具体的な支援の方法
(どの教職員が、どのような支援を、どのように行うか)
- ・加害生徒への具体的な指導の方法
(どの教職員が、どのような支援を、どのように行うか)
- ・保護者への連絡について
(どの教職員が、どのような方法で行うか)
- ・関係諸機関との連携について
(どの関係機関と、どのように連携するか)
- ・その他の生徒への働きかけの方法
(どの教職員が、どのような方法で行うか)

いじめ防止対策委員会

担任・学年所属教員
養護教諭・生徒指導主事
生活指導部長 等

- ・被害生徒への支援
- ・加害生徒への指導
- ・保護者への連絡、対応

S C

S S W

- ・対応について相談
- ・助言を受ける

管 理 職

指導部担当指導主事
スクールロイヤー

- ・連絡
- ・対応について指導
方法を求める

生徒指導主事

関係諸機関

- ・相談
- ・通報
- ・連携

いじめ防止対策委員会 【協議内容】 更なる対応の検討・進捗管理

- ・被害生徒の安全確保、心のケア、学習支援等について報告
更なる対応の検討
- ・加害生徒への指導についての報告、更なる対応の検討
- ・保護者への連絡や対応についての報告、更なる対応の検討
- ・SSW、スクールロイヤーの助言を踏まえた対応の検討
- ・関係諸機関との連携についての報告、更なる連携の検討

全教職員

- ・日々の見守り

被害生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止まっている。

被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害生徒本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

以上の要件が満たされれば、解消となる。

【いじめ以外の問題行動発生時の対応】

全教職員

- ・暴力行為（対生徒、対教師、器物破損）
- ・喫煙、飲酒
- ・服装や頭髮違反
- ・自転車通学
- ・授業離脱、授業妨害
- ・不要物（携帯電話、お菓子）の所持等

担任・部活動顧問等

学年生活指導担当

学年主任

学年打ち合わせ

生活指導部長

- ・状況確認
- ・指導方針、指導方法決定

生徒指導主事

関係諸機関

担任・学年所属教員・部活動顧問

- ・指導、対応
- ・保護者への連絡、対応

管理職

全教職員・情報共有

担任・学年所属教員・部活動顧問

- ・事後対応
- ・継続指導
- ・保護者への連絡、対応

※問題行動に対する指導や対応をしていく中で、いじめの可能性に気づいた際は、直ちに上記の【いじめの可能性に気づいた時】の対応に切り替える。